

ビジネスと人権に関する  
国別行動計画（NAP）  
の進捗状況と課題

ビジネスと人権プロジェクト2月研究会（2019年2月16日）

一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター〔ヒューライツ大阪〕

特任研究員 松岡秀紀

# ビジネスと人権に関する 国別行動計画（NAP） の進捗状況と課題

- ① NAPをめぐる経過
- ② NAPとはどのようなものかーNAPガイダンスから
- ③ NAP策定の現段階と今後の課題
  - ー 意見交換会～報告会～市民社会提言～政府文書 の流れから

# NAPをめぐる経過

## 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」 (2011年)

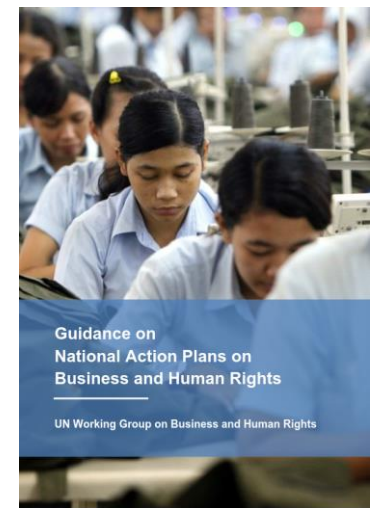
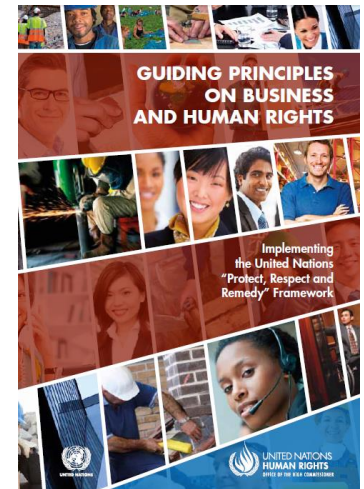
- ① 人権を**保護**する国家の**義務**
- ② 人権を**尊重**する企業の**責任**
- ③ 人権侵害からの**救済**の必要



## 「ビジネスと人権に関する国別行動計画」へ (National Action Plan)

- 指導原則の具体的実施のために国家が策定する政策戦略。
- G7エルマウ・サミット (2015年) でも言及。
- 現在21の国が策定済み。日本は2016年11月、2017年11月に策定を言明 (in the coming years)。SDGs実施指針でも明確に位置づけ。2018年3月～8月に「ビジネスと人権に関するベースラインスタディ意見交換会」。

策定済み：イギリス、オランダ、デンマーク、フィンランド、リトアニア、スウェーデン、ノルウェー、コロンビア、スイス、イタリア、アメリカ、ドイツ、フランス、ポーランド、スペイン、ベルギー、チリ、チェコ、アイルランド、オランダ、ルクセンブルク



## 日本のNAPをめぐる経過（主として政府の動き）

2016年	<p>ビジネスと人権フォーラムで策定を言明（11月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後数年以内に策定。</li> <li>● 指導原則を強く支持。</li> </ul> <p>「持続可能な開発目標（SDGs）を達成するための具体的施策」で具体的な施策課題に位置づけ（12月）</p>	
2017年	<p>ビジネスと人権フォーラムで言明（11月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後数年以内に策定。</li> <li>● ベースラインスタディ（現状把握）に着手。</li> <li>● NAPガイダンスを重視する。</li> <li>● ステークホルダーの声を聞く。</li> <li>● SDGsとTokyo2020に言及。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>市民社会から 「初期提言」</p> <p>（5月）</p> </div>
2018年	<p>ベースラインスタディ意見交換会（3～8月）</p> <p>ビジネスと人権フォーラムで言明（11月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● NAP策定プロセスの<b>初期段階</b>。</li> <li>● ベースラインスタディを実施。NAP策定の<b>次の段階</b>の基礎に。</li> <li>● 意見交換会を実施。「multi-stakeholder consultation」</li> </ul>	

## 市民社会からの「初期提言」（2017年5月）

- 国連ビジネスと人権ワーキンググループの**NAPガイダンス**を十分に踏まえること
- NAPの内容を**指導原則**に明確に基づいたものにする
- 上記の認識を関係する省庁を含め政府内部で徹底すること
- 関係するステークホルダーとの十分な協議を必ず行うこと
- **ベースラインスタディ**を重視すること
- 人権への**負の影響の特定**および**ギャップの特定**は、漏れのないうちに行うこと
- 負の影響に対処するための具体的な措置を十分に検討すること
- **社会的に脆弱な立場におかれた、または周縁化された人々への視点と平等および非差別の原則**を重視すること

## SDGsとNAP①

- 「SDGs実施指針」 SDGsを達成するための具体的施策（付表）（2016年12月）

(ビジネスと人権)	施策概要
ビジネスと人権に関する国別行動計画の策定	人権理事会決議17/4及び本決議に基づき設立された作業部会による提言等に基づき、「ビジネスと人権に関する国別行動計画」を策定する。

ターゲット	指標	関係省庁
8	ビジネスと人権に関する国別行動計画の策定の進捗状況	外務省他

- 「拡大版SDGsアクションプラン2018」（2018年6月）

アジアで、「ビジネスと人権」を率先：

- ・『**国別行動計画(NAP)**』の策定作業を加速化。

- NAPの意見交換会の中でもたびたび言及
- 「SDGsアクションプラン2019」（2019年12月） → 次ページ

- 「SDGsアクションプラン2019」 (2018年12月)

### ビジネスと人権に関する 国別行動計画(NAP)策定

国連ビジネスと人権に関する指導原則等に基づき、企業行動における新たなグローバル・スタンダードとなりつつある人権の尊重に係る国別行動計画を策定し、我が国企業に先進的な取組を促すことにより、企業活動における人権の保護・促進を推進すると共に、近年の国内外における「ビジネスと人権」への関心の高まりに対し、日本企業の競争力の確保及び向上を図っていく。(31当初0.55億円)

# ビジネスと人権に関する 国別行動計画（NAP） の進捗状況と課題

- ① NAPをめぐる経過
- ② NAPとはどのようなものかーNAPガイダンスから
- ③ NAP策定の現段階と今後の課題  
ー 意見交換会～報告会～市民社会提言～政府文書 の流れから



# NAPガイドンス（2016年11月）の構成

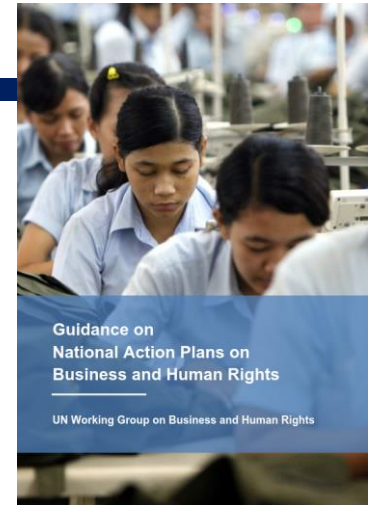
## NAPガイドンス（64p）の構成

1. 序論
2. 定義及び必要条件
3. プロセスに関する指針
4. 内容に関する指針
5. 結論

付録1：NAPsの目次のモデル〔2p〕

付録2：アクションプラン整理のための構造のモデル〔1p〕

付録3：NAPsへの包含を検討すべき問題点の非包括的なリスト〔30p〕



「NAPガイドンス」ページ  
からダウンロード可能

## 付録3：非包括的（非網羅的）なリストの例①

**【指導原則1】** 国家は、その領域及び/または管轄内で生じた、企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。そのために、実効的な政策、立法、規制及び裁定を通じてそのような侵害を防止し、捜査し、処罰し、そして補償するために適切な措置をとる必要がある。

### （とりうる措置）

- 市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約並びに関連議定書に調印及び承認していない場合には、それらの調印及び承認。

**【指導原則3】** 保護する義務を果たすために、国家は次のことを行うべきである。  
(a) 人権を尊重し、定期的に法律の適切性を評価し、ギャップがあればそれに対処することを企業に求めることを目指すか、またはそのような効果を持つ法律を執行する。

### （とりうる措置）

- 関係する法律の枠組みを執行する責任のある行政庁への十分な財源の割当てと、当該行政庁の能力養成。

## 付録3：非包括的（非網羅的）なリストの例②

**【指導原則3】** 保護する義務を果たすために、国家は次のことを行うべきである。  
(a) その事業を通じて人権をどのように尊重するかについて企業に対し実効的な指導を提供する。

### （とりうる措置）

- 企業と交流する際に、明確かつ一貫した方法で、企業による人権の尊重に関する国家の期待を伝えること。
- 必要な場合には、実用的な事業分野別のガイダンス文書の策定（例、金融機関または資源の採掘及び取引）。
- 中小企業における必要性と要求に対応する実用的な指針の策定。

**【指導原則6】** 国家は、国家が商取引をする相手企業による人権の尊重を促進すべきである。

### （とりうる措置）

- 提供される製品のサプライチェーンを含め、人権への負の影響のリスクが特定された場合における、入札者への人権デュー・ディリジェンスの要求。

# ビジネスと人権に関する 国別行動計画（NAP） の進捗状況と課題

- ① NAPをめぐる経過
- ② NAPとはどのようなものかーNAPガイダンスから
- ③ NAP策定の現段階と今後の課題  
ー意見交換会～報告会～市民社会提言～政府文書の流れから

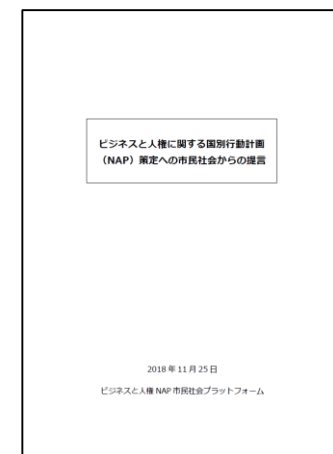
- 第1回（3/08）「公共調達」
  - 第2回（4/05）「法の下での平等（障害者、LGBT、女性）」
  - 第3回（4/26）「労働（児童、外国人労働者（外国人技能実習生を含む））」
  - 第4回（5/11）「救済へのアクセス」
  - 第5回（5/24）「国際約束における人権の扱い」
  - 第6回（6/11）「今後の方針」
  - 第7回（6/28）「今後の方針／サプライチェーン」
  - 第8回（7/06）「サプライチェーン・中小企業」
  - 第9回（7/30）「中小企業」
  - 第10回（8/31）「全体総括」
- 
- 日本経団連、連合、日弁連、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン、ビジネスと人権NAP市民社会プラットフォームなどが出席。有識者、オブザーバーも。
  - 政府からは外務省（人権人道課）などの各省庁が参加。
  - 多様なステークホルダーが一堂に会する場ができたことは評価。
  - 一方で、プロセスや内容には課題も残る（とくに透明性と参画可能性）。

## 政府（外務省）の発言骨子

- 指導原則の実施にコミットしている。
- 2017.12「SDGs実施指針」（付表）で施策課題化。
- 2018.6「拡大版SDGsアクションプラン2018」で言及。
- 2018.6「未来投資戦略2018」（民間企業の支援）で言及。
- ベースラインスタディを実施した。
  - 「企業活動における人権保護に関する我が国の法制度や取組についての現状を確認すべく」
  - 「既存の国内法・規則等により、企業活動における人権保護がどこまで担保できているのか、・・・既存の国内法・規則・政策等について確認した。」
- 意見交換会を実施した。

## 市民社会からの要請

- **透明性と参画可能性**（inclusiveness）を十分に確保すること。
- テーマ設定、策定プロセス、NAP第一次案の内容等に関して、ステークホルダーと**十分な協議**を行うこと。**テーマ**については、以下についても検討すること。
  - ① 長時間労働やハラスメントなどの労働環境に関わる課題
  - ② 外国人差別、部落差別など雇用及び職業における差別の排除に関わる課題
  - ③ 製品の安全性、プライバシー侵害など市民・消費者の権利に関わる課題
  - ④ 開発プロジェクトや産業災害などに伴う地域住民等への負の影響に関わる課題
- 政府として責任をもってNAPを策定するに足る**リソース**を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体を含めた**政策の一貫性**を確保すること。

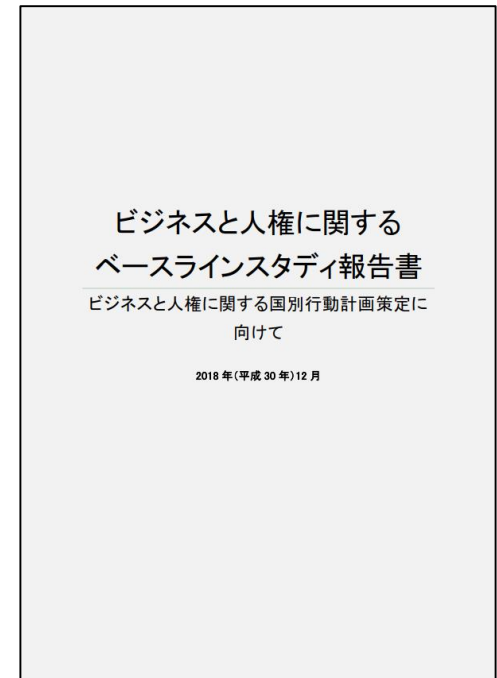


### (意見交換会の「テーマ」と「イシュー」との対応関係)

意見交換会の「テーマ」	本文書の「イシュー」
〔第1回〕 公共調達	⑪公共調達
〔第2回〕 法の下での平等（障害者、LGBT、女性）	①障害者
	②LGBT
	③ジェンダー
	④人種差別
〔第3回〕 労働（児童、外国人労働者（外国人技能実習生を含む））	⑤児童労働
	⑦外国人労働者
〔第4回〕 救済へのアクセス	⑨救済へのアクセス（国家基盤型）
	⑩救済へのアクセス（非国家基盤型）
〔第5回〕 国際約束における人権の扱い	—
〔第7・8・9回〕 サプライチェーン・中小企業	⑫サプライチェーン
	⑬サプライチェーン（農林水産業）
	⑭中小企業
—	⑥ビジネスと子どもの権利
—	⑧市民への負の影響（ヘイトスピーチ）
総論	2 NAP 策定プロセスへの見解



- 導入
- 人権を保障する国家の義務(指導原則Ⅰ)
  - 政府の取組
  - **ベースラインスタディ(現状把握)**〔59P〕  
(「デスク・レビュー」の結果としての現状把握)
- 人権を尊重する企業の責任(指導原則Ⅱ)
- 救済へのアクセス(指導原則Ⅲ)
  - 政府の取組
  - **ベースラインスタディ(現状把握)**〔26P〕  
(「デスク・レビュー」の結果としての現状把握)
- ベースラインスタディ意見交換会  
各ステークホルダー団体の見解も所収



〔155P〕

## 「デスク・レビュー」の結果としての現状把握

- 指導原則の第1部（国家の義務）と第3部（救済へのアクセス）に関連する法的その他の制度枠組みが、Q&Aのかたちで説明されている。
- Q&Aは、ICARとデンマーク人権研究所作成のツールキットのテンプレートに依っている。
- そのテンプレートの回答欄では「**Status and Gaps**」の記述が求められているが、現状では「Status」のみの記述になっている。



- NAPガイダンスに沿っているか？（負の影響とギャップの特定は？）
- 各省庁で個別の具体的施策を行っている中で、そもそもNAPにおける「優先分野」とは何か？ を含め、次の段階とされる「優先分野の特定」のために何が必要か議論が必要。



## 今後の策定プロセス

- 2019年前半：優先分野の特定→2019年後半：NAP原案作成→2020年半ば：NAP公表
- 策定されればじわりと影響が？
- モニタリングと改定も重要

「(3) 新たなるグローバル・スタンダードとなりつつある企業行動における人権の尊重に係る国別行動計画を策定し、我が国企業に先進的な取組を促すことにより、日本企業の活動における人権の保護・促進を推進するとともに、日本企業の競争力の確保及び向上を図っていくことを目的とし、ビジネスと人権に関する国別行動計画の策定に向けて有識者等から意見・提言を求める**諮問委員会**等及び様々な関係者が集まり、意見交換を実施する**作業部会**の設置を検討していきます。

(4) 今後の予定としては、2019年前半に**優先分野を特定**、後半に**国別行動計画の原案作成**、そして、2020年半ばに**国別行動計画を公表**することを目指して取り組んでいきます（スケジュールは作業の状況により変更があり得ます。）。（外務省ウェブサイト）